

第7章

倫理規則 II

【 MEMO 】

第1節 倫理規則に関する手引

B

(R2, 3)

1. 倫理規則の目的(倫理規則1)

[A]

会員及び準会員（以下「会員」という。）は、その**使命を自覚し、達成に努める**ことにより、**社会から期待された責任を果たし、もって公共の利益に資することが求められる**のであり、個々の依頼人や雇主の要請を満たすだけでなく、**自らを律しその職責を果たすために厳格な職業倫理に従って行動しなければならない**。日本公認会計士協会（以下「本会」という。）は、会員が**職業的専門家としての社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資することができるよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範**として、ここに倫理規則（以下「本規則」という。）を定める。

会員は、本規則の定めるところやその趣旨に注意を払い、これを遵守して行動しなければならないが、**本規則に定められていない事項についても、本規則の制定の趣旨を正しく理解して行動しなければならない**。

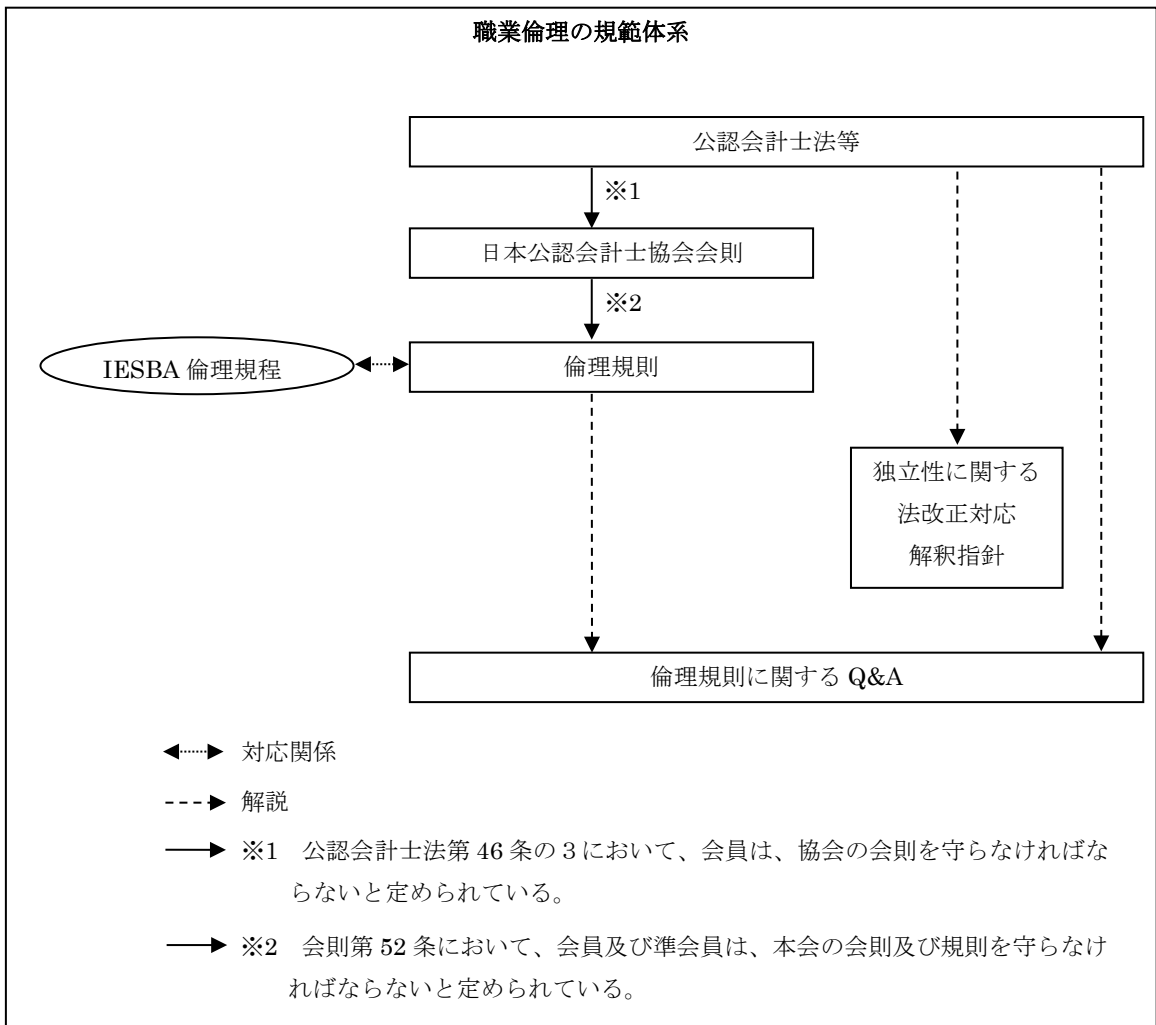
2. 職業倫理の規範体系(倫理規則2、3、付録)

[A]

会員は、公認会計士法等の法令等を当然に遵守しなければならないが、また、公認会計士法第46条の3により、本会の会則を守らなければならないとされ、会則第47条から第50条までに会員が遵守すべき倫理に関する事項が定められている。本規則は、会則第50条に基づき定めたものである。

本規則は、国際倫理・監査財団（International Foundation for Ethics and Audit：IFEA）の国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）（以下「**IESBA**」という。）の公表する倫理規程を踏まえ、**会員に期待される質の高い倫理的行動基準を定めている**。本規則は、**職業的専門家として自覚する公共の利益に対する責任を踏まえ、その倫理上の基本原則を定めている**。基本原則とは、**誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の各原則**である。さらに、本規則は、会員が**基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処を行うために適用すべき概念的枠組み**を定めている。本規則は、各トピックに対して概念的枠組みを適用する上で会員を支援するため、様々なトピックに関する要求事項及び適用指針を定めている。また、本規則の適用に当たっては、「倫理規則に関するQ&A」を参考にするものとする。

本規則は、監査、レビュー及びその他の保証業務に関して、独立性に対する阻害要因への概念的枠組みの適用を踏まえて策定した独立性に関する規則を定めている。さらに、会員は、**公認会計士法等の法令等によって定められた職業倫理及び独立性に関する規定を当然に遵守**しなければならないが、解釈に当たっては、公認会計士法における独立性に関する規定の解釈を示した「独立性に関する法改正対応解釈指針」を斟酌するものとする。



3. 倫理規則の構成(倫理規則4～6、9(1)、11、13～16)

[A]

| パート | タイトル | 内容 |
|-------|-----------------------------|--|
| パート1 | 倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守 | 基本原則及び概念的枠組みを含んでおり、 全ての会員に適用される。 概念的枠組みを適用する際には、探求心の保持、職業的専門家としての判断の行使及び事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストの利用が求められる。 |
| パート2 | 組織所属の会員 | 組織所属の会員が 専門業務を実施する際に適用される追加的な規定 を定めている。組織所属の会員には、雇用又はその他の契約により組織の業務に従事している会員又は組織から業務の委託を受けている会員が含まれる。例えば、会員が所属する組織には、次の者が含まれる。 ① 企業 ② 公的セクター ③ 教育機関 ④ 非営利法人 ⑤ 本会 パート2は、会計事務所等所属の会員個人が、業務委託契約者、従業者又は所有者のいずれであるかを問わず、その会計事務所等との関係に従って専門業務を実施する際にも適用される。 |
| パート3 | 会計事務所等所属の会員 | 会計事務所等所属の会員が専門業務を提供する際に適用される追加的な規定を定めている。 |
| パート4 | 独立性に関する規則 | 会計事務所等所属の会員が次のような 保証業務を提供する際に適用される追加的な規定 を定めている。 |
| パート4A | 監査及びレビュー業務における独立性 | 監査又はレビュー業務を実施する際に適用される。 |
| パート4B | 監査及びレビュー業務以外の保証業務における独立性 | 監査又はレビュー業務以外の保証業務を実施する際に適用される。 |
| 用語集 | | 定義された用語（適宜その追加的な説明を含む。）及び本規則の特定の部分において特有の意味を有する用語を収録している。例えば、用語集に記載のとおり、パート4Aにおいて、「監査業務」という用語は、監査及びレビュー業務の両方に同様に適用される。 |

各パート内の構成は以下の通りである。

| 項目 | 内容 |
|--|---|
| はじめに | セクションで取り扱う主題を示すとともに、概念的枠組みの文脈における要求事項及び適用指針を紹介する。「はじめに」には、使用される用語の説明等、各パートとそのセクションを理解し適用する上で重要となる情報が含まれる。 |
| 要求事項 (「R」の文字で示され、通常、「しなければならない」又は「してはならない」の表現を含む。) | 取り扱われている主題に関して、一般的及び具体的な義務を定める。 ・例外がある場合には、「認められる」又は条件付きの表現が用いられる。この表現は、可能性を示すために使用されるものではなく、特定の対応策の実施が認められることを示す。 ※ 「可能性がある」又は類似の表現が使用される場合、ある事項が生じる、ある事象が発生する、又は一連の対応策が実施される可能性を示す。阻害要因と併せて使用される場合、この表現は、可能性の特定の水準を想定するものではない。これは、阻害要因の水準の評価が、具体的な事項、事象又は一連の対応策に関する事実及び状況に依存するためである。 |
| 適用指針 (「A」の文字で示される) | 要求事項の遵守を支援するため、文脈、説明、対応策に関する提案又は検討事項、実例及びその他のガイダンスを提供する。適用指針それ自体が要求事項になることはないものの、概念的枠組みの適用を含め、本規則の要求事項を適切に適用する上で適用指針の検討が必要となる。 ※ 適用指針に事例の一覧が含まれていても、それは網羅的であることを意図していない。 |

会員は、パート1の文脈における特定のセクションの関連する全ての規定に加えて、セクション200、300、400及び900に定める追加的な規定（該当のある場合には、関連するサブセクションを含む。）を把握、理解及び適用することが求められる。

なお、IESBAの公表する倫理規程において規定されていないが、本会が倫理規則に追加した規定には、項番号に「JP」の文字を付し、その逆は「欠番」としている。

4. 論点チェックリスト — 第7章 第1節 倫理規則に関する手引

| 論点 | 参照ページ |
|------------------|-------|
| □ 倫理規則の目的は？ | ⑦-1 |
| □ 職業倫理の規範体系の概要は？ | ⑦-1、2 |
| □ 倫理規則の構成の概要は？ | ⑦-3、4 |